

## 長期療養等のため定期予防接種が受けられなかった方へ



長期療養を必要とする重篤な疾病にかかったこと等により、やむを得ず対象年齢内に定期予防接種が受けられなかったと認められる場合は、接種対象年齢を過ぎても定期予防接種として受けることができます。

### 対象者

1. 接種時に善通寺市に居住している方
2. 特別の事情
  - (1) 次の①～②までに掲げる疾病にかかったこと  
(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)
    - ① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
    - ② 白血病、再生不良生貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
    - ③ ①又は②の疾病に準ずると認められるもの
  - (2) 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
  - (3) 医学的所見に基づき①又は②の疾病に準ずると認められるもの

### 対象期間

実施する予防接種によって上限年齢が定められているものもあります。

1. 小児の場合：特別の事情がなくなったと認められる日から換算して2年以内  
※ただし、下記の予防接種は接種年齢の上限が定められています。  
ヒブ：10歳、小児肺炎球菌：6歳、BCG：4歳、四種混合・五種混合：15歳  
にそれぞれ達するまで
2. 高齢者肺炎球菌の場合：特別の事情がなくなったと認められる日から換算して1年以内
3. 高齢者带状疱疹の場合：特別の事情がなくなったと認められる日から換算して1年以内

申請の手続きについては裏面をご確認ください





## 申請・接種の手続き



1. 保健課で「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を受け取り、主治医に記入してもらってください。
2. 主治医に記入してもらった「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」及び小児は母子健康手帳を保健課に提出してください。
3. 接種可能であれば「長期」の押印をした予診票を改めて送付しますので、そちらの予診票を使用してください。
4. 体調を確認後、
  - (1) 「予防接種予診票の取り扱いについて(ご依頼)」(医療機関宛ての文書)
  - (2) 予防接種予診票
  - (3) 母子健康手帳

を持参し「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を記入した主治医のところで予防接種を行ってください。



問い合わせ先  
善通寺市役所 保健課  
0877-63-6308